

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

一週三十三時間（※補充）

- 二五、滿十八歲以下ノ少年労働者ノ六時間労働（一週三十時間）ノ確立
- 二六、最低賃銀法ノ制度
- 二七、性年齢人種ヲ問ハス同一労働作業ニ對スル同一賃銀支拂
- 二八、労働請負制度徒弟制度其他一切ノ封建的労働制度ノ撤廢
- 二九、滿十六歲以下ノ少年少女労働ノ禁止
- 三〇、少年及婦人ノ夜間労働坑内労働及危險作業ノ禁止
- 三一、分娩前後各八週間ノ休養及其期間ノ賃銀全額支拂
- 三二、職業病並ニ労働災害ノ補償及豫防ノ完備
- 三三、職業紹介機關ノ労働組合管理
- 三四、海事關係諸法規並ニ官營工場職工規則ノ改正

社 會

- 三五、生活必需品ノ關稅及消費稅ノ撤廢
- 三六、地租所得稅相續稅登錄稅營業稅ノ高率累進稅